

公民(政治について③・選挙編)

現在、①満 歳以上のすべての国民に選挙権が保障されていて、これを②選挙という。それ以外に、一人一票の③選挙、議員を直接選出する④選挙、無記名で投票を行う⑤選挙の4原則のもとで行われている。選挙制度には、一つの選挙区で一人の代表を選ぶ⑥制、二人以上を選ぶ⑦制、得票に応じて各政党へ議席を配分する⑧制などがある。ちなみに、日本の衆議院議員選挙は⑨制がとられている。しかし、選挙に行かない棄権も多いため、⑩が延長されたり、⑪投票ができる制度なども整ってきている。ある重要な問題に関して、多くの人々によって共有されている意見のことを⑫といい、その基本となるのは、一人ひとりの意見である。そして、その意見をまとめる上で、私たちは新聞やテレビなどの⑬を通して、日常的に情報を得ている。